四　ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結又は供託に相当する措置により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、その内容を記載した書類

五　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3　前項第一号に掲げる書類については、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

4　内閣総理大臣は、法第九条第二項の承認をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（損害賠償担保措置の変更の承認の申請等）

第九条の四　法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により法第九条第二項の承認を受けた者から提出を受けた書類に基づいて変更の承認をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（承認の失効）

第九条の五　次に掲げる場合には、法第九条第二項の承認は、その効力を失う。

一　法第十条第一項の認可を受けたとき。

二　法第十条第五項及び法第十一条（第四号を除く。）の規定により法第四条第一項の許可がその効力を失ったとき。

三　法第十二条の規定により、法第四条第一項の許可が取り消されたとき。

四　前条第一項に規定する場合において、同項の規定による変更の承認の申請をしなかったとき。

五　次条第四項に規定する場合において、同項に規定する書類が提出されなかったとき。

（打上げ実施者の地位の承継の認可の申請）

第十条　［略］

［2・3　略］

4　法第十条第二項又は第三項の認可を受けようとする者が、法第九条第二項に規定する承認を受けている場合にあっては、前二項に定めるところによるほか、次に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあっては、当該契約の権利義務が承継されることを証する書類

二　供託により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあっては、当該供託に係る供託者の権利が承継されることを証する書類

三　相当措置により損害賠償担保措置を講じている者にあっては、当該措置の権利義務が承継されることを証する書類

5　内閣総理大臣は、法第十条第一項、第二項又は第三項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

（打上げ実施者の地位の承継の認可の申請）

第十条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］